

報告事項 1

令和8年2月定例県議会の概要について

令和8年2月18日から3月25日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和8年3月26日

総務課

令和8年2月議会 質問一覧

【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	島倉 誠	自民	3 活力と魅力あふれる愛知の実現について			
			(4) 県立高校の改革について	教育	あいちの学び推進課	
2	朝倉 浩一	民主	5 誰もが活躍できる社会の実現について			
			(2) 中高一貫教育について	教育	あいちの学び推進課	

【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
2	中村 竜彦	自民	1 学校教育における現代の社会構造の変化に対応した夏季休業日制度の在り方について	教育	義務教育課	
			2 STATION Aiの出口戦略と成果指標について	経産		
5	横田 たかし	自民	1 県道碧南半田常滑線衣浦トンネルの機能強化について	建設		知事答弁
			2 フレキシブルハイスクールについて	教育	あいちの学び推進課	
			3 カスタマーハラスメント対策について	労働		
8	佐藤 英俊	自民	1 カーボンニュートラルの実現に貢献する森林資源の活用について	農基		
			2 文化部活動の地域展開について	教育	あいちの学び推進課	
9	山口 健	民主	1 『モノづくりは人づくり』について			
			(1) 将来を担う愛知の子ども達のキャリアデザインについて			
			ア キャリア教育の充実に向けた今後の取組について	教育	義務教育課	
			イ 県立高校における今後の職業教育の充実について	教育	高等学校教育課	
			(2) 共にモノづくりを支える外国人県民について	労働		知事答弁
			(3) 中堅・中小企業の人材確保に不可欠な経営基盤強化について	経産		
			2 脱炭素の取り組みにおける水素・アンモニアの社会実装の推進について	経産		

令和8年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
10	林 文 夫	自民	1 中小・小規模事業者支援の充実について	経産		知事答弁
			2 スポーツ人材の育成について			
			(1) 三好高校スポーツ科学科における現状の取組について	教育	保健体育課	
			(2) 三好高校スポーツ科学科の魅力化について	教育	保健体育課	
			(3) 県立高校における、アジア競技大会で使用した競技用備品の活用の可能性について	アジア		
			3 犯罪被害者等への支援体制の充実について	防災		
16	木 藤 俊 郎	公明	1 地域課題の解決に資するアフォーダブル住宅制度について	建築		
			2 ギャンブル等依存症対策の推進について	保健		知事答弁
			3 小・中学校の養護教諭の複数配置について	教育	財務施設課	
			4 地域のケアマネジメント提供体制の確保について	福祉		
17	しまぶくろ朝太郎	減税	1 県民税減税について	経産 総務		
			2 「1人の子も死なせない愛知」について	教育	義務教育課	
			3 アジア・アジアパラ競技大会経費に対する歳入確保に向けた取組について	アジア		
18	谷 口 知 美	民主	1 愛知県におけるプレコンセプションケアの推進について	保健		
			2 県立学校のアントレプレナーシップ教育の推進について			
			(1) 高校生のアントレプレナーシップ醸成の支援について	経産		
			(2) 県立学校のアントレプレナーシップ教育推進事業の取組状況と今後の展望について	教育	高等学校教育課	
			3 幼保小接続の推進について			
			(1) 幼児教育の充実に向けた取組について	教育	義務教育課	
			(2) 幼保小の円滑な接続に向けた取組について	教育	義務教育課	

令和8年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
20	富田 昭雄	民主	1 生成AIの急速な進化を踏まえた行政運営について	総務		
			2 愛知の強みを活かした観光戦略について	観光		
			3 道路の長寿命化に向けた維持管理について	建設		知事答弁
			4 労働需要と人材供給のミスマッチについて			
			(1) リスキリングについて	労働		再質問
			(2) 県立高校における今後の理系人材の育成について	教育	高等学校教育課	
21	宮島 謙治	自民	1 道路の脱炭素化に向けた取組について	建設		
			2 県立学校への盗撮防止カメラ検知器導入について	教育	教職員課	
			3 愛知県教育支援センターについて	教育	総務課	
22	柴田 高伸	無所属	1 がん対策について			
			(1) がん検診の受診率向上について	保健		
			(2) がん患者や家族に対する精神的なケアについて	保健		
			(3) がん治療と仕事の両立支援について	労働		
			(4) 学校におけるがん教育について	教育	保健体育課	
			2 名鉄知立駅付近連続立体交差事業について	都交		

【議案質疑】

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課	
第2区分	1番	永田 敦史	無所属	(歳入) 第9款 使用料及び手数料		
				第1項 使用料	県立高校の入学料について	財務
第5区分	1番	伊藤 貴治	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	部活動の地域展開について	
				(1)改革実行期間における部活動の地域展開について	保体	
					(2)企業等が市町村の取組を支援しやすい環境の整備について	保体
	2番	宮島 謙治	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第7項 保健体育費	災害時学校支援体制構築事業費について	総務
	4番	浦野 隼次	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第4項 高等学校費	産業教育設備整備費について	高校
	5番	中村 貴文	自民	第9款 教育・スポーツ費		
				第2項 小学校費 第3項 小学校費	栄養教諭について	
				(1)栄養教諭の配置について	財務	
				(2)県産食材を活用した食育について	保体	
			(3)学校給食でのアレルギー対応について	保体		
7番	杉浦 正和	自民	第9款 教育・スポーツ費			
			第1項 教育総務費	手話通訳士設置事業について		
			(1)手話通訳士のスキルを活かすための事前の準備とサポート体制について	特支		
			(2)次年度以降の事業改善の取組について	特支		

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課	
第5区分	8番	村瀬正臣	自民	(歳出) 第9款 教育・スポーツ費		
				第7項 保健体育費	公立学校給食費について	
					(1) 小学校給食費が国の基準額を超えている自治体の数と割合について	保体
					(2) 国が定める基準額を超える場合の取扱いについて	保体
	9番	山口健	民主	第9款 教育・スポーツ費		
				第4項 高等学校費	特別教室等への空調整備について	財務
	12番	小木曾史人	民主	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	1 スクールカウンセラー設置事業費について	
					(1) いじめの解消に向けた重点配置について	義務
					(2) いじめの認知や解消に向けた取組件数が少ない学校に対する働きかけについて	義務
	15番	大久保真一	公明	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	県立学校学習者用端末購入支援事業費について	
					(1) 端末の円滑な購入に向けた準備について	ICT
					(2) 補助対象となる世帯の購入から支払いまでの流れについて	ICT
				(3) 学校現場に対する支援について	ICT	
16番	井上しんや	減税	第9款 教育・スポーツ費			
			第1項 教育総務費	ラーケーション推進事業費（活用状況・評価・課題・今後の取組）について	義務	

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課	
第5区分	20番	末永 けい	無所属	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	1 スクールカウンセラー設置事業費について	義務 高 校
				第7項 保健体育費	2 あいちグローバル人材育成事業費について	高 校
	21番	永田 敦史	無所属	第9款 教育・スポーツ費		
				第7項 保健体育費	学校給食費の抜本的負担軽減における非喫食者の取扱いについて	保 体
	22番	喚田 孝博	無所属	第9款 教育・スポーツ費		
				第1項 教育総務費	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金について	
					(1) 校内教育支援センターについて	義 務
	24番	神谷 まさひろ	無所属	第9款 教育・スポーツ費		
				第4項 高等学校費	教育環境の整備について	
					(1) 県立高校のトイレ洋式化について	財 務
					(2) 県立高校における照明のLED化について	財 務
			(3) 県立高校の工作物や設備の修繕等について	財 務		

令和8年2月定例県議会教育・スポーツ委員会

3月11日（一斉委員会）

○議案審査

第68号議案

令和7年度愛知県一般会計補正予算（第8号）：教育委員会所管分

第78号議案

「高等学校等教育改革推進基金条例の制定について」

【議案質疑】

なし

3月17日（定例委員会）

○議案審査

第1号議案

令和8年度愛知県一般会計予算：教育委員会所管分

第44号議案

「愛知県総合教育センター条例の一部改正について」

第45号議案

「愛知県立学校条例の一部改正について」

第63号議案

「権利の放棄について（国公立高等学校等奨学金貸付金及び愛知県高等学校等奨学金貸付金に係る債権）」

【議案質疑】

なし

【一般質問】

筒井タカヤ 委員（無所属）

・アジア・アジアパラ競技大会の児童生徒観戦について

村嶋嘉将 委員（あいち民主）

・県立高校におけるインターネットによる性的画像の拡散やAI技術による新たなリスクに対応した教育について

杉浦哲也 委員（自由民主党）

・部活動の地域展開について

岡 明彦 委員（公明党）

・県立学校における生理用品の配置について
・明和高校音楽棟の活用方法について

南部文宏 委員（自由民主党）

・サイバー犯罪の予防教育について

高桑敏直 委員（自由民主党）

- ・教員の研修制度の充実について

富田昭雄 委員（あいち民主）

- ・2040年に向けた「N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想」について

峰野 修 委員（自由民主党）

- ・非常勤講師の任用実態について
- ・へき地教育の充実について

【質問要旨】

3 活力と魅力あふれる愛知の実現について

(4) 県立高校の改革について

国のグランドデザインを踏まえ、愛知県の実行計画を策定していくにあたり、これからの高校改革をどのように進めていくおつもりか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(4) 県立高校の改革について、お答えいたします。

国が示したグランドデザインでは、2040年に見込まれる、少子高齢化や地方の過疎化の深刻化、産業構造の変化に伴う理系人材の不足といった社会情勢の変化を踏まえ、「AIに代替されない能力や個性の伸長」、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」という3つの視点で高校改革に取り組むこととされています。

これを受け、本県では、日本一の製造業、全国有数の農林水産業、ノーベル賞受賞者にゆかりのある大学等の集積といった特色を生かし、産業界との連携による専門教育の高度化や文理横断的な学びを推進してまいります。

また、生徒数が減少する中でも、多様な人間関係の中で切磋琢磨できる教育環境が維持されるよう、再編を進めるとともに、山間部や半島部といった通学可能な高校に限られる地域においても、多様で質の高い学びが保障される環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、実行計画の策定と並行して、高校教育改革を先導する拠点校をつくるための新たな基金を設置・活用し、来年度からパイロットケースの創出に取り組んでまいります。

こうした取組により、県立高校1校1校の魅力化・特色化を図ることで、子供たちの可能性を最大限に引き出し、未来の愛知を支える人材を育成してまいります。

令和8年2月定例県議会 代表質問（2月27日） 教育長答弁要旨
あいち民主 朝倉浩一議員

【質問要旨】

5 誰もが活躍できる社会の実現について

(2) 中高一貫教育について

中高一貫教育がスタートして、この1年間どのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(2) 中高一貫教育について、お答えいたします。

今年度、開校した第一次導入校4校では、各学校の教育方針に沿って、特色ある教育活動を進めております。

明和では、大学教授によるセミナーや研究施設への訪問などの機会を数多く設け、刈谷では、夏休み期間中などに、生徒が希望に応じて参加できる特別講座を開催し、探究のベースとなる知的好奇心を育てております。

また、半田の数学の授業では、生徒が学習進度や興味・関心に応じて自主的に学びを進める「自由進度学習」を取り入れ、主体的に学ぶ力を育み、津島では、身に付けた英語力を生かして、地域の祭りで英語でのアナウンスを行うなど、学習成果を社会に生かすことを重視する、国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育に取り組んでおります。

今後、開校する第二次導入校につきましては、探究学習重視型の豊田西、西尾、時習館の3校では、第一次導入校の取組を踏まえながら、「チェンジ・メーカー」の育成を目指してまいります。

また、愛知総合工科では、生徒が興味・関心のあるテーマを見つけ・育て・咲かせることができるように、中学3年間で100種類の理工学的な体験にチャレンジしながら、愛知らしい、ものづくりに関する探究に取り組んでまいります。

日進では、授業時間数を7割程度に軽減して、ゆとりのあるカリキュラムとしたり、生徒が好きなことや得意なことに取り組める時間を新たに設けるなど、不登校を経験した生徒が、自分のペースで安心して学べる学校といたします。また、高校に「学びの多様化コース」を設置し、中高6年間を通して、生徒へのきめ細かな支援を行ってまいります。

こうした取組を通して、子供たちが「この学校で学びたい」と思えるような魅力ある中高一貫校にしてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 学校教育における現代の社会構造の変化に対応した夏季休業日制度の在り方について

各学校へのエアコン整備が完了し、夏休みの最大の存在意義が失われた今こそ、明治以来の夏季休業日制度の在り方について、現代にふさわしい形に見直す時期だと考えますが、教育長のご所見を伺います。

【教育長答弁要旨】

学校における夏季休業の在り方について、お答えいたします。

小中学校の夏季休業の期間は、市町村教育委員会が地域の実状を踏まえて定めており、本県においては40日程度設けられております。

夏季休業は、子供たちが1学期の学習内容の復習や、自分の興味・関心のあるスポーツや自然体験、自由研究などにじっくり取り組むことのできる貴重な期間となっております。

また、教員にとっても、1学期の実践を振り返って授業改善に取り組んだり、指導力の向上につながる研修に参加したりするなど、自己研鑽の期間となっております。

議員お示しのように、夏季休業の期間を短縮した場合、登校日が増える分、授業時数を減らす日を設けることができ、教育活動に時間的な余裕が生まれるなどの効果があると考えられます。

一方で、7・8月の酷暑の中での登校が増え、登下校時の熱中症リスクが高まったり、登校しても、屋外での授業や外遊びができず、学習活動に制約が必要となったり、夏季休業中に集中して行っている教員の研修時間の確保が難しくなるなど、課題も多く、慎重で多角的な議論が求められます。

こうしたことから、夏季休業の在り方については、今後、子供や保護者、教員の他、学校を取り巻く様々な関係者の声や、国や他県の動向を注視しながら、検討していく必要があると考えております。

【質問要旨】

2 フレキシブルハイスクールについて

フレキシブルハイスクールについて、どういった生徒が入学して、どのような学校生活を送っているのか。また、フレキシブルハイスクールの魅力をどのように伝えていくのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

フレキシブルハイスクールについて、お答えいたします。

フレキシブルハイスクールは、全日制、昼間定時制、通信制の3つの課程を一つの学校に置き、多様な学習ニーズをもつ生徒が、自分のペースで学ぶことができる学校でございます。

今年度、昼間定時制には不登校を経験した生徒が7割程度、通信制には9割程度入学しているほか、外国にルーツをもつ生徒も多く在籍しております。

こうした生徒一人一人の多様な学習ニーズに対応できるよう、昼間定時制では1学年20人、通信制では1学年40人の少人数とするとともに、各校にスクールカウンセラーを配置して、相談体制の充実を図るなど、手厚い支援体制を整えております。

開校してまもなく1年となりますが、生徒それぞれが自分のペースを大切にしながら、興味や関心に合わせて学びを進めており、不登校を経験しながらも毎日学校に通うことができるようになった生徒や、昼間定時制、通信制に在籍しながら、全日制の授業を履修する生徒、全日制への転籍を希望する生徒も出てきております。

こうした取組や成果について、中学生やその保護者に理解を深めていただくため、ホームページやSNSを活用して、学校生活の様子を発信したり、学校説明会や体験入学等において、生徒本人が学校の特色や実体験を紹介するなどの取組を行っております。

今後も、生徒それぞれが充実した学校生活を送ることができるよう支援するとともに、学校の特色や学びの様子を積極的に発信することで、その魅力を伝えてまいります。

【質問要旨】

2 文化部活動の地域展開について

文化部活動の地域展開における、受け皿不足、参加者の負担費用の増加といった課題や文化芸術団体等との連携について、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

文化部活動の地域展開について、お答えいたします。

文化芸術は、成長過程にある中学生にとって、創造力と感性を育み、人間性を高める糧となるものであると考えております。

県教育委員会では、指導者を確保するための人材バンクを設置しており、今年2月の時点で、音楽、美術などの文化部関連の種目では734名の方が登録されています。中でも吹奏楽は183名の方に登録していただき、18名の方が中学生への技術指導を行っております。

また、市町村の中には、既存の文化芸術講座の対象を中学生まで広げたり、中学生を対象とした楽器演奏や絵画の講座を新たに開講するなど、地域全体で子供の活動を支えている事例がございます。県教育委員会では、受け皿不足で困っている市町村の参考となるよう、こうした事例を積極的に発信し、地域の文化芸術団体の活動と市町村の地域展開をつなげてまいりたいと考えております。

さらに、来年度から、経済的困窮世帯に対する子供の活動参加費等への国の補助制度が始まりますので、経済的理由で参加を断念することがないように、市町村に対してしっかりと周知し、その活用を促してまいります。

これまで学校単位で部活動として行われてきた文化芸術活動を、地域全体で連携して支えることで、子供たちが将来にわたって継続的に文化芸術活動に親しむことができるよう、市町村における文化部活動の地域展開を支援してまいります。

【質問要旨】

1 『モノづくりは人づくり』について

(1) 将来を担う愛知の子ども達のキャリアデザインについて

ア 県として、今後のキャリア教育の充実について、各段階での取り組みに加え、子ども達が早期に社会に目を向けられるようにするために、どのように取り組んでいかれるつもりか、お伺いします。

イ 国の高校教育改革に関する基本方針を踏まえ、今後教育委員会としてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に向け、職業教育の充実にどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(1)ア はじめに、キャリア教育の充実に向けた今後の取組について、お答えいたします。

本県では、小学校から継続的にキャリア教育を実施しており、小学校では、工場見学や農業体験を通して、働く人と出会い、中学校では、近隣の飲食店や公共施設等で実際に働くことを体験し、高校では、インターンシップ等を通して、働く自分をイメージするなど、段階的に将来設計ができるようにしております。

今後、子供たちが、さらに早期に社会に目を向けられるようにするためには、小中学校の段階から経験できる体験活動の幅を広げていくことが必要と考えております。

そこで、来年度から、新たに小中学校で、学校と企業をつなぐキャリア教育コーディネーターを活用し、体験活動の受入れ先を開拓したり、子供たちが普段、間近で見ることが少ない、生活圏を離れた企業などの見学や体験活動を実施してまいります。

また、企業の見学会や体験イベントの情報、企業が実施する出前講座の講師の一覧を学校に提供するとともに、企業や経済団体に職場体験等の様子を紹介して、体験活動への協力を促すなど、子供たちが様々な仕事に触れ、理解を深めることができるようにしてまいります。

こうした取組を進めることで、子供たちがより早い段階から社会に目を向け、自らの将来をイメージすることができるよう、キャリア教育をさらに充実してまいります。

(1)イ 次に、県立高校における今後の職業教育の充実について、お答えいたします。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、A I ・ D X の進展による産業構造の変化が進む中、地域経済や社会が持続的に発展していくためには、A I やデジタル技術等を使いこなすアドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成していくことが必要であると認識しております。

本県では、2021 年度に工業科において、学習内容を刷新する大規模な学科改編を行い、地元企業の協力のもと、産業界の技術革新に対応した実践的な職業教育に取り組んでまいりました。また、職業学科を設置する県立高校のうち 21 校が、「D X ハイスクール」の指定を受け、V R や画像解析 A I などのデジタル技術を活用した職業教育を進めております。

来年度からは、専門高校のさらなる機能強化・高度化を図るため、これまでの取組の成果を生かしながら、国のグランドデザインを踏まえ、産業界や大学等と連携・協働した学びや、先端技術に対応した学びを推進するパイロットケースを創出してまいります。

県教育委員会といたしましては、こうしたパイロットケースの取組を、県内の高校へ広く展開し、職業教育の充実を図ることで、地域経済や社会の持続的な発展を担っていくことのできる人材の育成に努めてまいります。

【要望】

教育長に 3 点、要望をさせていただきたいと思えます。

1 点目は、壇上でも申し上げましたが、夏のシンポジウムをはじめ、今後、愛知で生まれ育つ子供たちに対して、早活人材の重要性をしっかりと伝える取組を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ研究会と同様にご理解とご協力をお願いしたいと思えます。

2 点目は、小中学生が早期に社会に目を向ける、ご家族での取り組みとして、愛知ならではのラーケーション等の仕組みを上手に活用できるように、学校からご家庭への情報展開の検討をお願い申し上げたいと思えます。

3 点目は、これがポイントだと思っておりますが、高校教育改革で、国が想定しておりますアドバンスト・エッセンシャルワーカーに関してで、あります。本県のモノづくり産業が求めている人材像ということで、イノベーションを成し遂げることに加え、多文化共生の視点であったり、中小企業を自ら変えていくリーダーシップの必要性を、申し上げたつもりであります。

国のネクスト・ハイスクール構想は、予算は約3,000億円と明記をされておりますが、事業の具体策は、県が自由に提案できる、そういった状況ではないかと認識しておりますので、ぜひ機を逃すことなく、ご紹介しました一般社団法人アスバシの毛受芳高さんをはじめ、県内のキャリアデザインの専門家のご意見なども積極的に取り入れながら、本県でも、例えば中小企業含めたアプレンティスでの実践的な学びの体験ができるような教育の改革の断行を要望して、発言を終わります。

【質問要旨】

2 スポーツ人材の育成について

- (1) 現在、三好高校スポーツ科学科において、どのような教育実践が行われているのか、その現状の取組について、伺います。
- (2) 三好高校において、スポーツ人材育成の観点から、今後、どのようにスポーツ科学科の魅力化を図っていくのか、伺います。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、三好高校スポーツ科学科における現状の取組について、お答えいたします。

三好高校のスポーツ科学科は県内唯一の学科であり、1学年120人で、野球、サッカー、バスケットボールのほか、カヌーやボクシングなど様々な競技に取り組む生徒が在籍する、本県におけるスポーツ教育の拠点となっております。多くの運動部活動が東海大会や全国大会に出場しており、本年度はインターハイや国民スポーツ大会でカヌー部が優勝したほか、陸上競技部も優秀な成績をあげております。

生徒たちは専門性の高い指導を受けながら競技力の向上を目指し、効果的なトレーニング方法やスポーツ栄養学、スポーツ障害の予防などについて、実習も交え知識と技能を習得しております。

また、地域と連携した講座も開設しており、近隣の小学校や幼稚園を訪問し、生徒が作成したプログラムにより、マット運動や走り方などの指導を行って、地域との交流を深めるとともに、コミュニケーション能力や社会貢献意識の醸成にもつなげております。

さらに、3年生になると、生徒それぞれがテーマを設定し、1年かけて探究的な学びに取り組み、その成果を卒業論文としてまとめ、発表することで、学びを高め合っております。

- (2) 次に、三好高校スポーツ科学科の魅力化について、お答えいたします。

スポーツには、「する」、「見る」、「支える」といった様々な関わり方があり、スポーツ科学科では、このうち「する」に主眼を置いた教育活動を行ってまいりました。

一方、スポーツへの関わり方が多様化する中、選手やチームを支えるためのデータの

収集・分析やスポーツイベントの企画運営など、スポーツに関わる職業も広がりを見せています。こうしたことから、今後は、「見る」、「支える」といった分野の教育にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、大学や企業との連携により、医師やトレーナー、栄養士などの専門家を講師として招き、より高度な指導を受けることで従来の授業内容を一層充実させるとともに、スポーツビジネスやイベントの企画運営等の現状について学んだり、観光にスポーツを取り入れたビジネスプランを企画するなど、新たな分野の学びについても検討してまいりたいと考えております。

こうした取組により教育内容の充実を図り、三好高校スポーツ科学科の魅力を一層高めたいと考えております。

【要望】

一点、スポーツ人材の育成について要望させていただきたいと思っております。

壇上でも述べましたが、スポーツ科学科は、スポーツや身体について専門的に学ぶ学科であり、ゆえに、実験や実習で使用するソフトや使用器具等は必要不可欠であります。

現在、専門学科の予算がない現状の中、体の動きを学ぶ授業では、生徒個人のスマホに無料アプリを入れ、活用しているという現状があると聞いております。

先ほども、教育長からスポーツ教育の可能性にも言及いただきました。可能性広がるこのスポーツ関係、そこに関わる生徒達の能力を少しでも高めるように、学校運営にかかる予算が国の交付税の積算上、体育科が普通科に区分されている中であっては、県下唯一のスポーツ科学科の設置者としてスポーツ科学科に対し、専門学科としての独自の予算措置の要望を、また、アジア・アジアパラ競技大会で使用したボクシングリングなどの大型備品を含めた競技用備品を各県立高校で活用できるように組織委員会などへの要請を、それぞれ強く要望し、質問を終えたいと思っております。

【質問要旨】

3 小・中学校の養護教諭の複数配置について

国は複数配置基準を小・中学校いずれも50人引き下げるとしていますが、愛知県は、どのように対応するのか。その場合、養護教諭は何人増えるのか、お伺いいたします。

さらに、愛知県独自で実施している養護教諭の複数配置基準の緩和措置について、学校現場からは大変評判が良く、複数配置基準を引き下げても継続して実施してほしいという声を聞いていますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

小・中学校の養護教諭の複数配置について、お答えいたします。

養護教諭につきましては、現在、国の基準に沿って、小学校は児童数851人以上、中学校は生徒数801人以上の学校に複数配置しております。

養護教諭の複数配置は、拡大を求める声が大変強いことから、本県といたしましても、これまで毎年、国に対して、粘り強く要請してきたところであります。

こうした中、国は、この基準を来年度から3年間で段階的に、それぞれ50人引き下げることにしております。

これに伴い、来年度、本県では、複数配置基準を小・中学校それぞれ20人引き下げることにしており、複数配置校は、小学校で4校、中学校で3校増加し、養護教諭は7人増加いたします。これは、基準を50人引き下げた場合の増員数の3分の1相当にあたります。

次に、養護教諭の複数配置基準の緩和措置につきましては、児童生徒数の減少に伴う激変緩和等を目的に、本県独自に措置しているものでございます。具体的には、児童生徒数の減少により国の基準を下回る場合であっても、複数配置基準との差が50人以内であれば、2年間の上限として複数配置を継続しております。

この緩和措置は、学校現場から継続の要望も多く、単数配置へスムーズに移行できることなどから、来年度以降も継続し、適切な養護教諭の配置に努めてまいります。

【要望】

養護教諭についてですが、私は、養護教諭の配置を単なる人数基準の問題としてではなく、「子どもの命と心を守る基盤整備」として捉えるべきであると考えます。

とりわけ、不登校率の高い学校や医療的ケア児が在籍する学校、特別支援学級が多い学校など、健康課題が集中する学校への重点配置を検討すべきであると考えます。

【質問要旨】

2 「1人の子も死なせない愛知」について

子供たちが自分らしく生きていけるよう、キャリア教育をどのように推進していくのか、教育長にお尋ねをいたします。

【教育長答弁要旨】

キャリア教育の推進について、お答えいたします。

キャリア教育は、子供たちが、自分の将来の夢や目標を思い描き、自分らしい生き方の実現について考える機会となるものであり、生きる力を育む上でも、重要であると考えております。

本県では、小学校から高校までの系統的なキャリア教育を推進しており、小学校では職場見学、中学校では職場体験活動、高校ではインターンシップ等を通して、子供たちが社会に広く目を向け、自分の将来について考えるよう促しております。

また、子供たちが、自分の目標やなりたい姿を記入したり、体験活動を通して感じたこと・考えたことを記録するキャリア教育ノートを小学校から高校まで引き継ぎ、子供自身が成長を実感できるようにしております。

今後は、こうした取組をさらに充実し、子供たちが、将来に向けて、より具体的な目標や目的意識をもって学んでいけるようにする必要があると考えております。

そこで、高校と同様に、来年度からは、新たに小中学校にもキャリア教育コーディネーターを派遣し、専門的な立場から助言をいただくことで、各学校のキャリア教育プランの作成や職場体験活動を、より効果的に進めることができるようにしてまいります。

こうした取組により、子供たちが将来の夢や目標に向かって、力強く生きていけるように、キャリア教育をさらに推進してまいります。

【要望】

県教委におかれましては、来年度から新規事業を行うということをお聞きしておりますので、今後も、国内のみならず、海外も含め、先進事例にアンテナを張り巡らせ、キャリア教育の推進に取り組んでいただきたいと思います。

成績や進学を苦に、子供が自ら命を絶つ社会は、やはりおかしいと思います。壇上でお示した数値に未遂は入っておりません。苦しんでいるお子さんは数字には表れませんので、一人の子も死なせない愛知ということで、県教委の取組の推進を強く要望いたします。

【質問要旨】

2 県立学校のアントレプレナーシップ教育の推進について

(2) 学校における「アントレプレナーシップ教育推進事業」のこれまでの取組状況と、今後の展望について、教育長に伺います

3 幼保小接続の推進について

(1) 学びや社会生活の基盤として、「自立心」「思考力の芽生え」「言葉による伝えあい」などを育む幼児期での教育が重要だと考えますが、本県の幼児教育の充実に向けた取組について、伺います。

(2) 子どもたちの発達や学びの連続性を保障するため、幼児教育施設と小学校が、家庭や地域とともに、幼保小の円滑な接続のための取り組みを進めることが必要ですが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

【教育長答弁要旨】

2(2) はじめに、県立学校のアントレプレナーシップ教育推進事業の取組状況と今後の展望について、お答えいたします。

県教育委員会は、今年度を「アントレ教育元年」と位置付け、モデル校を設けて、新たな教育プログラムの開発に取り組んでおります。

普通科・総合学科のモデル校では、大学教員の指導の下、生徒がアイデア創出プログラムを通じた商品開発に取り組んだり、商工会議所と連携して、地域のお祭りや企業のPR動画の作成に取り組むなど、企業や地域の課題解決に挑戦しております。

また、職業学科のモデル校では、専門科目の知識や技術を応用して、実際のビジネスに即した、新たな価値を生み出していける創造力豊かな人材の育成を目指しております。

例えば、議員お示しの渥美農業高校では、地元自治体や農業団体と連携し、地域農業の課題である遊休農地の活用や、米のブランド化など地元特産物の販売戦略をテーマにした探究学習に取り組んでおります。

こうしたモデル校の取組では、生徒が、自ら社会課題を見つけ、他者と協働しながら解決しようとする力が着実に育まれておりますので、その成果を他の県立高校にも広げ

てまいりたいと考えております。

今後も、大学や専門機関の協力を得ながら、アントレプレナーシップ教育のさらなる充実に努め、失敗を恐れずチャレンジして、自らの人生をたくましく切り拓いていくことのできる若者を育成してまいります。

3(1) 次に、幼児教育の充実にに向けた取組について、お答えいたします。

幼児期は、遊びを通して多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育む時期であり、発達段階に応じて適切な教育を行うことが、子供たちの「自立心」や「思考力の芽生え」などを促すことにつながると認識しております。

県教育委員会では、私立も含めた幼児教育施設や学校関係者、学識経験者等で構成する「幼児教育研究協議会」を毎年開催し、直面する課題、例えば、「幼児期において育みたい資質・能力」や「多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方」などについて研究・協議しております。

また、そこで得られた成果は、リーフレットや事例集にまとめ、幼児教育関係者等が共有、活用することで、県内全体の幼児教育の質の向上を図っております。

今後も、時々には直面する課題を、関係者と共有しながら、学びや社会生活の基盤となる幼児教育の充実に一層努めてまいります。

3(2) 最後に、幼保小の円滑な接続に向けた取組について、お答えいたします。

2023年度の小学校低学年の不登校児童数が、2017年度の約5倍となった全国調査の結果を受け、国は、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、相互の共通理解を図ることを求めています。

県教育委員会では、2023年度から幼児教育に関わる各局と連携し、愛知県幼児教育センターを設置して、小学校関係者と幼児教育関係者が互いの教育について学べる研修を実施したり、幼児教育施設等にアドバイザーを派遣して訪問指導を行っております。

また、現在、5歳児の遊びを、小学校1年生の学びにつなげるためのポイントや、家庭や地域との連携の必要性などを示した、「架け橋期のカリキュラム作成ガイド」を作っており、今年度中に幼児教育施設や小学校、市町村に周知してまいります。

さらに来年度は、2つの市において、このガイドを活用して、幼保小が円滑に接続していくためのカリキュラムづくりなどに取り組んでまいります。

県教育委員会といたしましては、こうした取組を通して、幼児教育と小学校での学びの、より円滑な接続に努めてまいります。

【要望】

県立学校としての「STATION Ai」との連携についてです。県立高校については、特に進路指導している中学校の先生から、県立の今後を心配する声をはじめとして、「なんとかしないと」という厳しい声も多くいただいています。

また、一校一校の県立学校の努力では難しいのではないかと、県全体で県立高校をなんとかしないといけないのではないかと、とも言われています。

そうしたことで、愛知県のシンボリック的な存在であり、世界と繋がっている「STATION Ai」と県立学校が繋がって、アントレプレナーシップを推進できれば、世界に繋がる県立学校という魅力的な、またシンボリックなイメージができるのではないかと考えました。

「STATION Ai」を活用するには、自治体も会員になっています。県教委が活用するにあたっては、ハードルはあるかと思いますが、県と県教委との関係で良い方法を工夫していただきたいと思います。

幼保小の連携については、幼児教育施設には、保育所、認定こども園、幼稚園、民間保育と色々な形が存在しますが、すべての子供たちのためにとの思いで、人的配置の拡大とか、専門職の配置なども考えて、子供たちの学びや生活の基盤づくりをお願いさせていただきます。

令和8年2月定例県議会 一般質問（3月4日） 教育長答弁要旨
20番 あいち民主 富田昭雄議員

【質問要旨】

4 労働需要と人材供給のミスマッチについて

(2) 労働需要と人材供給のミスマッチが起きないようにするため、今後、教育委員会として理系人材の育成にどのように取り組んでいくのか、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

(2) 県立高校における今後の理系人材の育成について、お答えいたします。

2040年に見込まれる、少子高齢化や地方の過疎化の深刻化、産業構造の変化に伴ういわゆる理系人材の不足といった社会情勢の変化を見据え、先月、文部科学省から「高校教育改革に関する基本方針・グランドデザイン」が公表されました。その中で、理系人材の不足に対する今後の取組の方向性として、文理の枠を超えた教科横断的な学びや、地域の高等教育機関との連携・協働による理数教育の充実などが示されたところでございます。

現在、本県では、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール指定校や理数科設置校が中心となり、先進的な理数教育に取り組んでおります。また、希望する生徒が理系の大学の講座を受講できる「知の探究講座」や、科学分野で競い合う「あいち科学の甲子園」など、科学への興味関心を育む取組を進めております。

今後は、これまでの成果を生かしながら、国のグランドデザインを踏まえ、大学や研究機関と連携した文理横断的で探究的な学びをリードするパイロットケースを来年度創出し、その成果については県内全域の高校へ広く展開してまいりたいと考えております。

こうした取組を通して、これからの社会で活躍できる、幅広い教養と科学的思考力を備えた理系人材を育成してまいります。

【要望】

このミスマッチの問題について、現状のままでは時代の要請に応えられないと、ようやく文科省も動き始めました。国のネクストハイスクール構想については、予算が取ればいいわけですが、地域の現状を把握した上で、しっかりと独自の取組を練っていただき、

ミスマッチの解消に取り組んでいただきたいと思います。そうした高校の改革も良いですが、もう少し早い段階、義務教育も含めて、色々な方から刺激をもらって、自分の職業観を身に付ける場所・時間を作っていただきたいと思います。ドイツには、早い段階で自分で職業選択をして進路を決めていく仕組みが出来ております。日本でもホワイトカラーが少なくなって、ブルーカラー、現場での色々な技術が必要であることを考えますと、何になりたいか考える場所が早い段階で欲しいと思います。

【質問要旨】

2 県立学校への盗撮防止カメラ検知器導入について

県教育委員会として、盗撮の再発防止に向け、これまでどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。また、本県においても、盗撮防止対策を強化する観点から、こうした盗撮カメラ検知機の導入についてどのように考えているのか、県教育委員会の見解をお伺いいたします。

3 愛知県教育支援センターについて

教育支援センター（ステップステーションみらい）において、各市町村教育支援センターとの連携を今後どのように進めていくのか、また、県としても初めて導入するメタバースといった新たな技術を活用した不登校支援を、実際にはいつ頃からどのように活用していくのか、県教育委員会のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

2 はじめに、盗撮の再発防止に向けた取組について、お答えいたします。

全国的に教員による盗撮行為が発生し、児童生徒や保護者、県民の不安が高まったことを受け、県教育委員会では2025年7月に「自校児童生徒への盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドライン」を新たに作成し、すべての公立学校にその実施を求めたところでございます。

このガイドラインは、個人所有のスマートフォン等による撮影の禁止、教室やトイレ等の定期点検の実施など、従前と比較して、かなり踏み込んだ内容となっております。

さらに、教員一人一人の自覚を促すため、各種研修の場に県教育委員会の職員が出向き、教員に直接呼びかけたり、すべての教職員に対してチェックリストにより自身の行動を振り返らせるなど様々な取組を行っております。

次に、検知器の導入につきましては、一部の自治体で導入していることは承知をしております、定期的に点検を行うことで、小型カメラの発見に一定の効果が期待できるものと考えております。

一方、昨今の盗撮事案で最も多いのはスマートフォンを使用したものであり、相手の死

角となる位置で手に持って撮影したり、隠して置く場合でも直前に設置してすぐに回収する、というケースが多くなっております。

こうした行為は、検知器の導入で防ぐことが難しいため、現在、ガイドラインに基づき、物理的にスマートフォンの使用を制限することや、教員の倫理観を醸成することなどの取組を、粘り強く継続しているところでございます。

今後とも、他の自治体における検知器の導入状況や効果を注視、研究するとともに、様々な機会をとらえて教員に対する働きかけを行い、盗撮行為を始めとする不祥事防止にしっかり取り組んでまいります。

3 次に、愛知県教育支援センター（ステップステーションみらい）について、お答えいたします。

まず、市町村教育支援センターとの連携につきましては、不登校児童生徒に関する支援の要請があった場合、新たに配置する臨床心理士の専門的なアドバイスを得ながら、在籍校や福祉・医療機関等とも連携し、児童生徒にとって望ましいアプローチをケースごとに検討し、提案してまいります。

また、市町村教育支援センターの職員など、支援に携わるスタッフが継続的に学べるよう、「不登校児童生徒のこころの理解」や「保護者の支援方法」などに関するオンライン研修を実施してまいります。さらに、県内すべての市町村教育支援センターが参加する会議で、好事例や課題を共有し、県全体の専門性の向上と連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、メタバースの活用につきましては、これまでのやり方では社会とのつながりを持ちにくい長期不登校の中学生を対象に、新たにメタバース空間で、学びや交流の機会を提供することとしており、6月頃の開始を目指しております。

また、子供の様子を丁寧に把握して、保護者や在籍校、地元市町村などと適切に共有し、現実社会とのつながりも少しずつ深められるよう支援してまいります。

県教育委員会といたしましては、市町村教育支援センターとの緊密な連携体制を構築し、県教育支援センターが不登校支援の拠点としての役割をしっかりと果たせるよう取り組んでまいります。

【要望】

1点、県立学校への盗撮防止カメラ検知器導入について、要望をさせていただきます。

先ほど教育長からのご答弁において、盗撮防止カメラ検知器が小型カメラの設置抑止に一定の効果を有することが認められる一方で、近年の盗撮事案はスマートフォンを用いた手持ち撮影や短時間設置・即時回収といった手口が増加傾向にあり、なかなか検知器による対応が難しいとの課題認識が示されました。

しかしながら、「検知器では限界がある」として導入を先送りするのではなくて、現時点で有効性が確認されている対策については速やかに講じていただくなど、技術の進展や犯罪手口の変化に応じて対策を積み重ねていく姿勢こそが、私は求められていると思っております。

検知器の導入は、小型カメラ設置の抑止に加え、スマートフォンを用いた盗撮行為の抑止効果にも繋がるものと考えております。

検知器による発見件数が、多いとか少ないとかではなく、こうした卑劣な盗撮行為を根絶するという強い姿勢を明確に示すことが何よりも重要であると、私は思っております。

仮に、自分たちの我が子やお孫さんが学校で盗撮被害にあい、ネットやSNSなどで拡散されたら、どう思われるでしょうか。もし、私の大切な子供が学校内で盗撮被害にあい、ネットやSNSで拡散されたとしたら、正直言って、私は、もうその学校へは大切なわが子を通わせたくない気持ちになると思います。

だからこそ盗撮は「発生してから対応する問題」ではなく、「発生をさせない環境づくり」によって防止すべきものであり、教職員の倫理意識向上と併せて、物理的抑止力を備えた具体的対策を早急に講じる必要があると考えます。

「他自治体の導入効果の調査・研究」にとどまることなく是非とも前向きに、本県においても試験的にでも導入し、実効性や効果を確認した上で、早期にすべての県立学校へ盗撮防止カメラの検知器導入を強く要望をさせていただき、質問を終わります。

【質問要旨】

1 がん対策について

- (4) 健康教育の一環として、がんについての正しい知識や理解を深めることが重要ですが、県は学校におけるがん教育にどのように取り組んでいるのか、伺います。

【教育長答弁要旨】

- (4) 学校におけるがん教育について、お答えいたします。

学校では、体育や保健の授業で、がんについて取り上げております。子供たちはその中で、がんの要因には不適切な生活習慣、細菌やウイルス感染などがあること、予防には適度な運動やバランスのとれた食事などの健康的な生活習慣が有効であること、そして、早期発見には検診が重要であることについて学んでおります。

また、子供たちががんについて考え、より深く学ぶために、医師やがん経験者などを講師として招き、がん患者の思いやがん患者との接し方などについて、学んでいる学校もあります。

実施校からは、児童生徒が、命の大切さを改めて感じるとともに、治療における周囲の支えの重要性や、早期発見、予防の大切さについて学ぶ大変有意義な取組であったと報告を受けております。

今後も、児童生徒が、がんの正しい知識を身に付け、命の大切さへの理解を深めることができるよう、がん教育の充実に努めてまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月6日） 教育長答弁要旨
第2区分1番 無所属 永田敦史議員

【質問要旨】

第9款 使用料及び手数料 第1項 使用料

県立高校の入学料について

本県の県立高校の入学料についてどのようにお考えか、教育長のご所見を伺います。

【教育長答弁要旨】

県立高校の入学料について、お答えいたします。

県立高校では、愛知県立学校条例に基づき、高等学校への入学の許可を受けた者から入学料を徴収することとしており、その金額は、全日制5,650円、定時制2,100円、通信制500円となっております。

県立高校の入学料は、国の地方財政計画におきまして、全日制の高校は5,650円を徴収するものとして積算されており、本県を含む43都道府県において同一の額を入学料の額として設定し、その他の4県は、5,550円としております。

なお、本県では、経済的理由により学費の支払いが困難な生徒に対しては入学料等の減免を行っており、この制度については継続してまいります。

本県といたしましては、全国的な状況を踏まえ、入学料を徴収することとしており、今後も、引き続き国や他県の状況を注視してまいります。

【要望】

入学料について、いろいろと全国的な背景や制度など言われましたが、そのことは理解しつつも、ただ、言われましたことは、義務的なことではなく、愛知県として実施しようとするれば、私はできることだと思います。

ただ、一方で、将来の可能性まで否定をされなかったもので、そこに期待していきたいと思えます。

そのうえで、要望させていただきますが、この公立高校の入学料を無償化することと同時に考えて頂きたいのが、先程来申し上げておりますが、私は、公立や私立といった学校種別に関係なく、つまり通っている学校に関係なく、愛知県のすべての高校生、子供たちの学

びを保証し、平等かつ公平に教育の機会均等を確保していくことが重要であると考えておりますが、そうした観点で言えば、愛知県内には、国立の愛知教育大学附属高等学校と名古屋大学教育学部附属高等学校の2つの国立高校と、豊田工業高等専門学校、いわゆる豊田高専がありますが、大学附属高校にはそれぞれ120人が、豊田高専には200人が毎年入学されております。

その3校とも授業料については、国の高校の無償化に伴い無償、高専においては高等学校課程の3年間ですが無償、一方で入学金については、2つの大学附属高校は56,400円、豊田高専は84,600円と、私立学校の20万円ほど高くはありませんが、決して低くはない金額を負担しております。

また、先程も申し上げましたが、私立高校の入学納付金について、愛知県では来年度から所得制限を撤廃して、実質的に無償化されることとなりますが、同時に、新たに来年度から、今まで無償化の対象となっていなかった、他県から愛知県の私立高校に通う生徒も入学納付金の無償の対象になると聞いております。人数で言うと約1,000名程度、予算規模で約2億円が見込まれると思います。同様に通信高校についても、他県から愛知県の通信高校に入学する生徒の入学納付金約34,000円を無償化の対象にすると聞いております。ただ一方で、愛知県から他県の私立高校に通う生徒は対象外になっています。

私は愛知県の私立高校で学ぶ他県の子供を等しく支援するということは、同じ学校内で格差を生まないためにも、いいことだと思っておりますので、そこに異論はありません。ただ、一方で、愛知県の子供が支援を受けられないことには、少し疑問を感じております。公立であれ、私立であれ、そして国立や他県の学校であっても、愛知県の子供であることには変わりありません。学校種別、つまり通う学校に関係なく、どこの高校に通おうが、愛知県のすべての高校生の学びを保証し、平等かつ公平に教育の機会均等を確保すべきであり、同様の支援を行うのが望ましいと考えておりますので、是非、こういった子供たちに対する入学金の支援もあわせて検討をお願いしたいと思います。

そして、このことに対して更に申し上げますと、国立高校や愛知県から他県の私立高校に通う子供たちに対する支援について、愛知県の担当部署に要望なりレクなりしようとしたのですが、実は、国立高校の生徒は、学校設置者である国の所管であり県教育委員会は所管ではないということでした。私立高校についても、私学振興室は愛知県内の私立高校を主に所管するので、他県の私立高校に通う生徒については、把握できていないということ

でした。つまり、愛知県庁内にはこのことについて、制度的に担当する部署がないということがわかりました。

たしかに愛知県では、高校生、或いはこの年代の子供たちに対するこうした経済的支援をはじめ、各種施策の多くは「学校」を基準、「学校」を窓口で制度設計されて運用されてきています。ですから、同じ愛知県の子供であっても、愛知県が所管する「学校」の対象とならない子、或いは高校に通っていない子は、どうしても、制度の狭間、隙間になり、様々な支援が行き届きにくくなるという、組織構造上の課題があるということがわかりました。

是非、学校基準、学校単位だけでなく、そして縦割りに陥ることなく、「愛知県の子供たち一人ひとり」の学びと育ちを支え守るという視点に立っていただいて、愛知県のすべての子供を、誰一人取り残すことのない、教育や支援のあり方について、丁寧かつ前向きな検討を強く要望します。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分1番 自由民主党 伊藤貴治議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

部活動の地域展開について

- (1) 来年度から改革実行期間が始まるにあたり、公立中学校における地域展開の取組をどのように進めていくのか、お伺いします。
- (2) 今後、地域展開をさらに前進させていくためには、企業等が市町村の取組を支援しやすい環境を整えていく必要があると考えますが、教育長のご所見を伺います。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、改革実行期間における部活動の地域展開の取組について、お答えいたします。

国は、部活動改革に関するガイドラインを見直し、来年度から新たに、地域クラブ活動の認定制度を始めることを求めています。これは、受け皿となる地域クラブについて、市町村が、学校との連携や、運営団体の責任体制などの要件を確認し、認定することで、質の確保・向上を図るとともに、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させていくことを目指しております。

県教育委員会といたしましては、新たに補助事業をスタートし、この認定制度の円滑な導入のほか、市町村が進めている、コーディネーターの配置や指導者の確保など、地域展開の取組を支援してまいります。

さらに、平日における部活動の地域展開についても、来年度から4市町において実証事業を実施するとともに、シンポジウムを開催し、その成果を発表することで、市町村の取組を促してまいります。

こうした取組により、来年度から始まる改革実行期間に、市町村が、部活動の地域展開を着実に進めていくことができるよう、支援してまいります。

- (2) 次に、企業等が市町村の取組を支援しやすい環境の整備について、お答えいたします。

県内には、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実への支援に関心を寄せる企業が多くあり、部活動の地域展開を進めるうえで、企業との連携は大変重要で

あると認識しております。

一方で、企業、市町村の双方から、「個別に連携先を探すことは容易ではなく、苦慮している」との意見もいただいております。

こうした声を踏まえ、県教育委員会では、来年度新たに「愛知県地域クラブ応援企業認定事業」を実施いたします。部活動の地域展開に関心を持つ企業を募集し、応援企業として認定するとともに、支援できる種目や内容などを登録していただき、市町村にその情報を提供することで、企業と市町村が連携しやすい環境を整備してまいります。

【要望】

部活動の地域展開は、子供たちが、学校の垣根を超えて多様な大人と出会い、専門性の高い指導を受け、自分の好きなことに打ち込める環境を作る。これは、地域コミュニティの再編であり、未来の愛知を支える「人づくり」そのものです。

「部活動が変わる」ことで、子供たちの「未来が広がる」。その未来を確かなものにするために、県教育委員会には、市町村の苦労を我が事として捉え、汗をかいていただくことを強く求めます。本県の豊かな地域資源を結集し、日本一のスポーツ・文化芸術環境を構築することを切望し、私の質問を終わります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分2番 自由民主党 宮島謙治議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第7項 保健体育費

災害時学校支援体制構築事業費について

いざという時に子供たちの安全・安心や学びを守るために、「学校支援チーム」が全国的に広がっていくことが期待されるが、本県の取組状況はどうか。

【教育長答弁要旨】

「学校支援チーム」設置に向けた本県の取組状況について、お答えいたします。

「学校支援チーム」につきましては、議員から、昨年度の9月議会でご要望をいただき、12月には、文部科学省から全国の都道府県に対して、設置を積極的に検討するよう要請がございました。

このため、2025年3月に策定された愛知県地域強靱化計画の中でアクション項目として位置付け、「学校支援チーム」の設置に向けた研究・検討を進めてきたところでございます。

「学校支援チーム」の導入にあたりましては、災害時に支援活動を行うだけでなく、学校現場の防災意識の醸成や被災時の対応力の強化にも資するものとしてと考えております。

そのため、来年度から、災害時の学校支援に必要な知識や技能を習得するための養成研修を年3回開催し、すべてを修了した教職員を毎年度20人、2030年度までに合計100人を「学校支援チーム」のメンバーとして任命することを目指しております。

任命されたチーム員は、研修で学んだ知識や技能に加え、災害発生時に派遣されることにより、学校の早期再開や児童生徒の心のケア等に必要となる、より実践的なノウハウを身に付けていくこととなります。

こうしたノウハウを学校現場にしっかりと還元することにより、防災意識と災害時の対応力を高め、子供たちの安全・安心や学びを守っていききたいと考えております。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分4番 自由民主党 浦野隼次議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第4項 高等学校費

産業教育設備整備費について

急速に進むグローバル化や技術革新を踏まえ、専門高校が「選ばれる魅力ある学校」であり続けるためには、老朽化した実習設備の更新や時代に即した新たな設備整備が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、教育長のお考えを伺います。

【教育長答弁要旨】

専門高校の実習設備の整備について、お答えいたします。

今日の技術革新に対応した設備を導入することは、生徒の学習意欲や探究心を高め、より質の高い実践的な知識・技術の習得につながることから、将来の地域産業を担う人材を育成する上で極めて重要であると考えております。

しかしながら、議員お示しのとおり、専門高校の施設・設備には、長年使用されているものが多く、技術の進歩に十分対応できていない状況にあります。

そのため、今後は、老朽化の進んだ設備の更新をはじめ、レーザー加工機やスマート農業に対応した温室など時代のニーズに合った設備の整備を計画的に進めてまいります。

こうした取組を通して、専門高校の魅力をいっそう高め、子供たちに選ばれる学校づくりを進めてまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分5番 自由民主党 中村貴文議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第2項 小学校費
第3項 中学校費

栄養教諭について

- (1) 栄養教諭の令和8年度予算における小中学校の配置基準と配置数及び県としての、配置拡大に向けた今後の取組について、伺います。
- (2) 県産食材を活用した学校給食の実施や、家庭でも県産食材の活用を促す取組など、県教育委員会が主催する具体的な事業について、お聞かせください。
- (3) 学校給食における食物アレルギー対応はどのように行われているのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、栄養教諭の配置について、お答えいたします。

栄養教諭につきましては、国の基準に沿って児童生徒数に応じて配置することとしており、学校が単独で給食を実施している場合は、児童生徒数550人以上の学校に1人配置いたします。550人未満の学校の場合は、4校で1人の配置となりますが、市町村にある小中学校が3校以下の場合は、その市町村に1人が配置されます。

また、複数の学校に給食を提供する共同調理場を設置している場合、対象の児童生徒数1,500人以下は1人の配置、1,501人以上6,000人以下は2人、6,001人以上の場合は3人の配置となります。

この基準による2026年度の配置数は、小学校152人、中学校78人となり、食の指導等の加配7人を加え、合計で237人の配置となります。

今後の栄養教諭の配置拡大に向けた取組でございますが、近年、食物アレルギーや偏食など子供たちの食に関する健康上の課題が多様化し、指導体制の充実を求める声が多く、市町村から挙がっております。本県では、これまでも全国知事会等を通じて、国に対して栄養教諭の配置拡大を求めているところであり、引き続き、粘り強く要請してまいります。

- (2) 次に、県産食材を活用した食育の取組について、お答えいたします。

学校給食に地域の食材を積極的に取り入れることは、子供たちが地元の食文化や生産者の思いに触れ、地域への理解と愛着を深めることにつながるものと考えております。

県教育委員会では、地産地消と地域の食文化への理解促進のため、市町村に年3回「愛知を食べる学校給食の日」を設けるよう促しており、市町村では6月の食育月間等に合わせ、JAや生産者等と連携して県産食材を用いた給食を提供しております。

また、地元の旬の食材や郷土料理を取り入れた献立を考案するコンテストを毎年実施しております。今年度は県内251校から、7,153点の応募があり、家庭で県産食材の活用について考える機会となっております。

今後も、こうした取組を通して、子供たちが地元の食材に親しみ、地域の魅力を学ぶ食育の充実を図ってまいります。

(3) 最後に、学校給食でのアレルギー対応について、お答えいたします。

食物アレルギーを有する児童生徒には、個別に対応する必要があるため、学校では入学時等に、保護者から主治医が記載した生活管理指導表を提出していただき、栄養教諭等が保護者と面談して、日常の発症状況や食事の留意点などを確認しております。

その結果をもとに、栄養教諭等が「個別対応計画」を作成し、担任や調理員など関係する教職員で共有するとともに、毎月の献立を保護者に確認していただき、必要に応じて除去食や代替食を提供しているところでございます。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分7番 自由民主党 杉浦正和議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

手話通訳士設置事業について

- (1) 手話通訳士の卓越したスキルを教育現場で最大限に活かし、子どもたちに対して質の高い「学習の担保」を確実に図っていくために、県としてどのような事前の準備の仕組みやサポート体制を構築していくおつもりか、見解を伺います。
- (2) 県としてどのような視点を持って成果と課題の整理を行い、次年度以降の事業の改善・推進へと繋げていくお考えなのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、手話通訳士のスキルを活かすための事前の準備とサポート体制について、お答えいたします。

手話通訳士が適切に授業支援を行うためには、教科で扱う専門用語や、児童生徒の学習上の特性などを、教員と共有することが重要でありますので、担当教員と事前に打合せを行う時間を設けてまいります。

また、手話通訳士に特別支援学校の教員を対象とした研修に参加していただき、教育現場の状況を学ぶ機会を設けることなどにより、手話通訳士をサポートし、そのスキルを学校で最大限に活かしてまいりたいと考えております。

- (2) 次に、次年度以降の事業改善の取組について、お答えいたします。

来年度は、手話通訳士が授業支援をすることで、児童生徒の学びにどのような変化が生じるのかを丁寧に把握してまいります。具体的には、通訳を介することにより、子供たちの興味や関心がこれまで以上に高まっているか、自らの思いや考えが確実に受け止められるという安心感から発言の質や量に変化が見られるか、また、授業内容の理解がどのように深まっているかなどを確認し、成果と課題を整理したいと考えております。

その結果を次年度以降の改善につなげ、手話を使用する子供たちが安心して学ぶことができる学校づくりに取り組んでまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分8番 自由民主党 村瀬正臣議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第7項 保健体育費

公立学校給食費について

- (1) 県として、今年度において、県内全54市町村のうち、小学校給食費の月額が国の基準額5,200円を超えている自治体がいくつあると把握しているのか。また、全体の中でどの程度の割合を占めるのか。
- (2) 今回の事業において、国が定める基準額5,200円を超える部分の給食費は、具体的にどのような取り扱いとなるのか、教育長に伺います。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、小学校の給食費が国の基準額を超えている自治体の数と割合について、お答えいたします。

2025年度は、県内54市町村のうち22市町村で、国の基準額の5,200円を上回っており、その割合は約4割となっております。

- (2) 次に、国が定める基準額を超える場合の取扱いについて、お答えいたします。

この事業は、給食費の保護者負担を軽減することにより、子育て支援に取り組む自治体を支援するものであり、給食費の無償化を市町村に求めるものではございません。

そのため、基準額を上回る部分につきましては、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能ですが、市町村の判断により、公費で補助するケースも考えられます。

県教育委員会では、来年度実態調査を実施し、市町村の状況を把握してまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分9番 あいち民主 山口健議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第4項 高等学校費

特別教室等への空調整備について

県立高校の特別教室等への空調について、整備と保護者負担の軽減をどのように進めていくのか。また、この「特別教室等」の中に、定時制高校の食堂や厨房は含まれているのか、いないのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

県立高校における特別教室等への空調整備について、お答えいたします。

近年の猛暑により、空調が整備されていない特別教室では、生徒は大変厳しい学習環境で実習等に取り組んでおります。

そうしたことから、熱中症対策をより一層強化するため、新たに特別教室等への空調整備を、来年度から4年間で進めてまいります。

まずは、既に保護者の経費負担により、空調が整備されている特別教室につきまして、4月から全て公費負担に切り替えます。

また、空調が整備されていない特別教室につきましては、特別教室での授業の割合が高く、教室数も多い職業学科を有する学校から優先的にリース方式により、整備を行ってまいります。

なお、定時制高校の食堂や厨房につきましても、それぞれの学校の整備時期に合わせて、順次、実施してまいります。

公費負担の対象を従来の普通教室から拡大することで、保護者負担をより軽減するとともに、快適な教育環境実現のための整備を進めてまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分12番 あいち民主 小木曾史人議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

1 スクールカウンセラー設置事業費について

(1) 来年度のスクールカウンセラー配置において、いじめ解消に向けた取組を進めている学校に重点配置することとした背景には、どのような現状と課題があるのか。また、そのことによってどのような効果を期待しているのか。さらに、重点配置の具体的な考え方について、お聞かせください。

(2) いじめの認知件数やいじめ解消に向けた取組件数が少ない学校に対しては、どのように働きかけていくつもりなのか、お聞かせください。

2 いじめ防止対策推進費について

愛知県いじめ問題対策委員会の設置趣旨と役割及び来年度予算で上乗せして予算計上された理由をお聞かせください。

また、いじめ防止対策推進費の中で、「いじめ対応支援チーム」の予算も計上されているが、併せてこのチームが県内のいじめ問題にどのように関わっているのか、これまでの活動実績と今後の県下学校への周知についてのお考えをお聞かせください。

【教育長答弁要旨】

1(1) はじめに、いじめの解消に向けたスクールカウンセラーの重点配置について、お答えいたします。

本県におけるいじめの認知件数は毎年増加し、5年前の1.7倍となっており、学校は、いじめの解消に向けて、より積極的な取組が求められております。

このような中、いじめの解消に向けた早期の対応ができるよう、対応中の案件が多い学校に、心理の専門家であるスクールカウンセラーを重点的に配置して、相談時間を増やすことにより、いじめの解消に向けた取組を加速していただけるよう、支援してまいります。

1(2) 次に、いじめの認知や解消に向けた取組件数が少ない学校に対する働きかけについて、お答えいたします。

いじめについては、学校が事態をしっかりと把握して対応することが重要であると考えております。しかしながら、認知件数が少ない学校やゼロの学校もあり、そうした学校については、保護者等に対して、学校が把握している認知件数を知らせることで、実態とずれがないか再確認するよう、市町村教育委員会に促しております。

また、いじめの解消に向けた取組件数の少ない学校は、いじめが継続していることに気づかず、解消したと判断しているケースも考えられます。そこで、県教育委員会では、いじめが解消したと判断しても、いじめに係る行為が止んでから、3か月以上の見守り期間を設け、状況の注視を継続するよう、市町村教育委員会に対し、指導しております。

今後も、市町村教育委員会と連携して、いじめの認知・解消に向けた取組を、学校が慎重かつ丁寧に実施できるよう支援してまいります。

2 最後に、県のいじめ防止対策に関する2つの組織の役割や活用等について、お答えいたします。

「愛知県いじめ問題対策委員会」は、「いじめ防止対策推進法」に基づき設置され、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止対策を審議するとともに、重大事態発生時には事実関係の調査と再発防止に向けた提言を行う役割を担う機関でございます。

来年度の予算につきましては、近年、いじめの事案が複雑化しており、十分な調査体制を確保する必要があることから、必要経費の増額を行ったものでございます。

また、「いじめ対応支援チーム」は、いじめに係る重大な事案が発生した場合や、重大な事案に発展する恐れがある場合に、学校に対して助言を行う弁護士や臨床心理士等からなるサポート組織でございます。

近年の活動実績としては、2023年度に3校、2024年度に1校、2025年度に2校に対して、具体的な対応策を助言いたしました。いじめの重篤化を防止するには、初期対応が重要となるため、今後も県立学校及び市町村立学校の担当者が出席する会議等の場を通じて、「いじめ対応支援チーム」の積極的な活用を周知してまいります。

【要望】

スクールカウンセラーの設置ですが、実際、私の地元の小中学校では、児童生徒や保護者からの予約でいっぱい、先生方が相談したくても、児童生徒や保護者優先で、時間が取れないとも伺っております。ぜひ予算計上された配置時間の確保、適正な人員配置にしっかりと努めていただきたいと思います。

「愛知県いじめ問題対策委員会」の予算増については、県立高校における重大事態発生時の十分な調査体制を確保する必要があるためのものと理解しましたが、突発的ないじめ問題に対して、県教育委員会が逡巡することなく速やかに調査できるようなこうした予算は今後もできるだけ継続的に確保いただきたいと思います。

いじめ対応支援チームは、県下の公立小中高のすべての学校を対象に、いじめ事案に対して助言を行うサポート組織と答弁がありましたが、活動実績が決して多くないようにも感じます。

意義あるものであればしっかり周知していただきたいですし、学校現場からあまり評価されていないのであれば、改めて課題を整理した上で、現場に沿ったサポート体制をぜひ検討していただきたいと思います。

近年、SNS をきっかけとしたものや、部活動・交際関係を背景としたいじめが全国で相次いでおり、特に高校は、SNS に起因するいじめが増加、「友人関係のトラブル」と過小評価され重大化するという特徴に加え、いじめの被害生徒や保護者は、時間と心身をすり減らす「いじめの解決」よりは、退学・私立通信制等への転学という選択をしやすい傾向があり、事態が表面化しにくいという特徴もあると思います。

県教育委員会そして各県立高校には、いじめ重大事態を未然に防ぐため、こういった特徴と現状を把握しつつ、学校側の構え、早期把握と組織的対応ができる体制整備にしっかり取り組んでいただくよう要望し質問を終わります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分15番 公明党 大久保真一議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

県立学校学習者用端末購入支援事業費について

- (1) 県はどのように準備を進め、円滑な端末購入につなげていくのか伺います。
- (2) この補助対象となる世帯について、購入から支払いまでの一連の流れがどのようなものとなるか、併せて伺います。
- (3) 多様な端末が混在する環境下においても、学校が安心してICT教育を進められるよう、県はどのように学校現場を支援していくのか、伺います。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、端末の円滑な購入に向けた準備について、お答えいたします。

県教育委員会では、昨年7月に、中学3年生の保護者に対し、チラシを配付し、来年度の入学生から生徒用端末を各自で準備していただくことを周知するとともに、12月には、来年度当初予算の成立が前提であることを示した上で、低所得世帯などに対する端末購入の補助制度についてもお知らせいたしました。

また、県のWebページに推奨する端末の仕様や販売サイトで取り扱う端末の価格帯、補助制度などについて掲載し、情報発信に努めております。

さらに、今後、各学校で行われる入学者説明会においても、販売サイトでの購入方法について直接保護者へ説明してまいります。加えて、購入時の困りごとを相談できるコールセンターを設置するほか、ポルトガル語やフィリピン語など8言語に対応した購入の手引きを用意するなどにより、パソコンやタブレットに不慣れな家庭や、日本語に不安のある家庭においても、円滑に購入手続きを進めることができるようサポートしてまいります。

- (2) 次に、補助対象となる世帯の購入から支払いまでの流れについて、お答えいたします。

端末の購入補助につきましては、低所得世帯や特別支援学校高等部に入学する生徒のいる世帯には購入費の全額を、また、一定の要件を満たすひとり親世帯や多子世帯には、購入費の4分の3を補助することとしております。

県教育委員会では、補助対象世帯の方が端末購入時に費用を負担することなく購入で

きるよう、専用の販売サイトを用意いたします。

購入から支払いまでの流れといたしましては、先ず、このサイトで端末を注文・入手していただき、入学後、補助対象世帯であることを確認できる証明書類を学校へ提出していただきます。補助額が確定すれば、低所得世帯等は支払いの必要はなく、多子世帯やひとり親世帯については、購入金額の4分の1をお支払いいただくこととなります。

(3) 最後に、学校現場に対する支援について、お答えいたします。

来年度からは、生徒が使用する端末が多様化し、機種によっては校内ネットワークにつながりにくくなったり、予期せぬエラーが起きるなど、教員が対応できない事態が発生することも考えられます。

そのため、県教育委員会では、「BYODヘルプデスク」を新たに設置し、生徒や保護者から寄せられる相談のほか、教員からの問合せにもしっかり対応してまいります。また、トラブルの内容によっては、専門のスキルを持った支援員が学校へ出向いて対応できる体制も整え、教員の負担の軽減にもつなげてまいります。

【要望】

BYODへの移行による端末購入の補助について1点要望します。

高校入学時には制服・体操服などの購入を始め、教科書や副教材費、電車やバスの定期代等、保護者に大きな費用負担がかかります。今回の場合、補助対象世帯の方が端末購入時に費用を負担することなく購入できる仕組みとしたことは評価すべき点であります。

一方で、補助を受けるには販売サイトでの購入を前提としているため、端末の選択が限定的であり、例えば特別支援学校高等部の生徒では、障がい特性に応じて、視線入力やスイッチ操作、読み上げやコントラスト調整などの機能が必要となることから、販売サイトで取り扱う端末では、学習に支障が生じる場合も考えられます。こうしたケース等においては、販売サイト以外での端末購入についても補助が出来るよう、弾力的な運用を強く要望し質問を終わります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分16番 減税日本 井上しんや議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

ラーケーション推進事業費について

2023年度から実施してきた「ラーケーションの日」の活用状況、児童生徒や保護者などの関係者からの意見をどのように振り返り、評価と課題、並びに今後の取組について、県教育委員会としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

「ラーケーションの日」の活用状況や評価と課題、今後の取組について、お答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒や保護者等を対象にラーケーションの日に関する調査を実施しております。

今年度の活用状況は、12月時点で、既に取得した児童生徒は30.0%、今後取得する予定の児童生徒は12.6%となっております。

ラーケーションに対する保護者の評価といたしましては、肯定的な回答が増加傾向にあり、学業の遅れが心配などの回答は減ってきております。また、今年度、新たに実施した児童生徒を対象としたアンケートでは、取得した児童生徒は、スポーツやキャンプ、家庭での食事づくり等、普段学校では行えない体験活動に取り組んでおり、取得後の感想として「家族とのふれあいを深めることができた」「活動や学びに意欲的に取り組むことができた」などの回答が多く、ラーケーションが徐々に定着してきていると考えております。

ラーケーションは、学校での学びを補完するといった側面がございますが、一方で、児童生徒の約2割は「どのような活動をしたらよいか分からない」と回答しております。そのため、具体的な過ごし方を、各家庭で話し合う際の参考としていただく、Webサイト上の活用事例を、より一層充実させていくなどの取組が必要であると考えております。

ラーケーションの日は、学校ではできない体験を通して、学びを深めることのできる貴重な機会でありますので、多くの家庭で活用していただき、子供たちの学ぶ意欲の向上につなげてまいりたいと考えております。

【要望】

ラーケーションの日の取組について、指標となるアンケートを、こちらを適切に収集し、分析するよう要望いたします。具体的には、小学校1年生から4年生の児童生徒も回答対象に含め、エリアの回答項目を追加し、エリアごとの特性をつかんで、今後の改善につなげていただくことを要望いたします。

現在、文章力や読解力の観点から小学1年生から4年生の児童生徒は回答対象に含まれておりませんが、もちろんラーケーションの対象者の方々でありますので、選択式であればおおよその回答は可能かというふうに思いますし、広く声を聞くことが、私は大切だと考えております。回答の対象者は制限せずに、集まってきた回答結果を学年ごとに分析すれば、回答結果はしっかりと分析できるかと思っております。

また、今回の19億円の予算の規模も、各地域の方々・学校からの要望を踏まえて積み上げられてきたものだというふうに認識しております。ですので、このアンケートの回答に関しましても、回答のエリア、こちらをぜひつけられるようにしていただきたいというふうに思っております。それによって、回答の結果が、どのように地域ごとに格差があつて、課題があつて、特性があつてというところをしっかりとつかんで、学校の本来の目的を達成できるように、このラーケーションの取組を改善していけるように、アンケートの回答項目、また、それを踏まえて今後の改善という方向に、ぜひ持っていつていただきたいなというふうに思っております。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分20番 無所属 末永けい議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

1 スクールカウンセラー設置事業費について

教育委員会は、トラウマを抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーの専門性をどのように活用し、支援につなげていくのかを伺います。

2 あいちグローバル人材育成事業費について

県では、「あいちグローバル人材育成事業」を通して、どのような若者の育成を目指しているのか、教育長のご所見をお聞かせください。

【教育長答弁要旨】

1 はじめに、トラウマを抱える児童生徒に対する支援について、お答えいたします。

トラウマは、過去の体験を契機として、強い不安や恐怖、自己肯定感の低下を招き、学習面や人間関係に影響を及ぼす可能性があると言われております。

こうした状況に対し、スクールカウンセラーは、心理の専門家として、児童生徒の状態を適切に把握し、必要に応じて医療機関と連携しながら心のケアを行うとともに、教職員に対して児童生徒への関わり方に関する助言などを行っております。また、トラウマなどによる不安を抱えた児童生徒についての理解を深めるため、スクールカウンセラーを講師とした教職員の研修会を実施している学校もございます。

県教育委員会といたしましては、引き続きスクールカウンセラーの専門性を効果的に活用しながら、支援体制の充実を図ってまいります。

2 次に、「あいちグローバル人材育成事業」を通じた若者の育成について、お答えいたします。

この事業では、高校生の英語力の強化を図りながら、多様な文化や価値観を理解し、主体的に他者と協働して新しい価値を創り出すことのできる、国際感覚と創造性を併せもった人材の育成を目指しております。

そのため、県立高校20校を、英語教育を先導する「リーディングスクール」に指定し、効果的な指導方法の研究に取り組み、その成果を、他校の英語教員を対象とした公開授業

や研修会を通して、広く普及することにより、県立高校全体の英語教育の質的向上を図っております。

さらに、生徒が外国人講師とともにオールイングリッシュで1泊2日の共同生活を送る「イングリッシュキャンプ in あいち」や、県立大学に在学する外国人留学生や海外留学を経験した学生と交流する「県大スタディツアー」なども実施しております。

これらの取組を通して、生徒の英語力の強化を図り、世界を舞台に活躍できる若者の育成に努めてまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分20番 無所属 末永けい議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第7項 保健体育費

給食無償化を契機とした食育の推進について

来年度から学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）が始まりますが、今後食育をどのように進めていくのか、教育長のご所見を伺います。

【教育長答弁要旨】

最後に、小学校における食育の取組について、お答えいたします。

小学校では、社会科や家庭科などの授業で食文化や食材の特徴などについて学び、給食の時間に栄養教諭等がその日に使われている食材と関連づけて学びを深めるとともに、食の楽しさやマナーについても指導しております。

また、食材の生産や流通等について、より実践的に学習するため、地域の協力を得て農業体験等に取り組む学校も多く、昨年度は約7割の小学校が実施いたしました。

さらに、子供たちが理解しやすいよう、栄養教諭が中心となって動画を作成している市町村もあり、給食を調理している様子や生産者・調理員へのインタビューを見せることで、食の大切さを学び、感謝の気持ちを育てております。

県教育委員会といたしましては、栄養教諭等が参加する研修会において、こうした実践事例を共有し、県内のより多くの学校に広がるよう促すことで、食育の一層の充実に努めてまいります。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分21番 無所属 永田敦史議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第7項 保健体育費

給食費無償化における非喫食者への取扱いについて

現在、アレルギーや不登校等により給食を食べていない児童の取扱いについては、市町村間で対応が異なっているが、来年度から新たに実施される、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化において、どのような取扱いとなるのか、お聞きしたいと思います。

【教育長答弁要旨】

アレルギーや不登校などにより給食を喫食していない児童に関する、給食費の取扱いについて、お答えいたします。

来年度から実施される「学校給食費の抜本的な負担軽減」は、国が「給食費負担軽減交付金」を創設し、子育て支援に取り組む自治体を支援するものでございます。

この交付金は、学校に在籍する児童数を基礎に算定することとなっておりますので、アレルギーや不登校などの理由により給食を喫食していない児童数も含まれますが、非喫食者の給食費相当額の取扱いについては、学校設置者が判断することとなっております。

【要望】

ご答弁ありがとうございます。

アレルギーや不登校等などの理由により給食を喫食していない児童数も含まれるというお答えだったと思いますので、こうした児童に対しても給食費相当額を給付できる制度であるということかと思えます。来年度、国が新たに実施するいわゆる給食費の無償化は、基本的にはこうした子育て支援型の制度であるということが確認をさせていただきました。その点は安心をいたしました。

その上で、要望させていただきます。

ただ一方で、給食を食べていない、いわゆる非喫食者の給食費相当額の取扱いについては、学校設置者が判断することとなっているというお答えもありました。つまり、県内で

統一的な運用ではなくて、給付するかどうか、その判断は各市町村の判断に委ねられているということかと思えます。

私は、子育て支援の観点から見れば、制度の公平性を確保し、児童や保護者にとって分かりやすい運用とすることが極めて重要であると考えます。これまで申し上げてきたアレルギーや不登校のケースに加え、市外の学校に通う児童など、子供たちの置かれている状況や事情は様々であると思えます。

こうした状況を踏まえれば、学校で給食を食べていない児童についても給食費相当額を給付できる取扱いが、県内でできる限り統一的に実施されることが望ましいと考えています。

この取扱いの方針については、必ずしもこの事業を開始する年度当初の4月までに方針を確定させる必要はなく、先ほどのご答弁にもありましたように、制度上、市町村はまず給食を食べていない児童も含めた学校に在籍する全ての児童数を基礎として申請することとなっておりますので、予算面においても時間的にも、一定の検討の余地は確保されているものと認識しております。

私の地元安城市では、年度末の3月に申請を受け付ける形で運用していますが、それまでに検討や事務的な体制を整える時間は十分あるのではないかと思います。また、安城市に確認したところ、給付するにあたってはさほど大きな事務負担はないということも聞いております。

県として各市町村に直接あしろうしろということを指示する立場にないことは十分承知しておりますが、ぜひ情報提供やこうした好事例の共有を通じて、各市町村が前向きな検討を進められるよう環境づくりを進めていただきたいと思います。

そして、給食を食べたかどうかというところで線を引くのではなく、子供を育てている家庭を支えるという子育て支援型の理念に立った、より公平で分かりやすい制度運用が県内全体で広がるよう、県として積極的に後押しをしていただくことを、強く要望いたします。

子供たちの置かれている状況や事情によって支援に差が生じることがないように、すべての子供たちと、子供たちを育てている家庭が等しく支えられる仕組みとなることを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

令和8年2月定例県議会 議案質疑（3月10日） 教育長答弁要旨
第5区分22番 無所属 喚田孝博議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

校内教育支援センター支援員配置事業費補助金について

- (1) 本年度、支援員が配置されている校内教育支援センターはどの程度あるのか、また県として校内教育支援センターの設置推進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをしたいと思います。
- (2) 県教育委員会として、子供たちの居場所や学びの保障としての民間フリースクールとの連携をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、校内教育支援センターについて、お答えいたします。

2025年6月時点で、支援員が配置されている校内教育支援センターは、名古屋市を除く県内の小中学校313校、31.4%に設置されております。

県教育委員会では、2023年度から2年間、モデル事業を実施し、不登校生徒の登校日数の増加や学習意欲の向上など、有効性が確認できたことから、今年度から、校内教育支援センターを新たに設置する中学校を対象に、支援員配置に係る経費を補助し、設置を促しております。

来年度からは、小学校における不登校児童の増加に対応するため、補助対象を小学校まで拡大し、市町村の校内教育支援センターの設置を後押しすることで、子供たちが、安心して過ごせる環境を整えてまいりたいと考えております。

- (2) 次に、民間のフリースクールとの連携について、お答えいたします。

現在、不登校の児童生徒の一部は、フリースクールを利用しており、2024年度における名古屋市を除く本県の利用者は760人となっております。

こうした状況から、民間のフリースクールとの連携は重要であると考えており、本県では、フリースクールや市町村の教育支援センターなどで構成する連絡協議会を毎年開催しております。

今年度は、フリースクールと学校との連携についてグループ協議を行いました。参加者からは「児童の状況をフリースクールと学校が共有したことで支援につながる」「学校

とフリースクールが互いの取組を理解し合うことが支援の効果を高める」といった声が聞かれました。

県教育委員会といたしましては、今後も構成員の意見を聞きながら、連絡協議会の取組を充実させることで、民間のフリースクールとの連携をさらに進めてまいりたいと考えております。

【要望】

名古屋市を除いて、県内の小中学校の校内教育支援センターの設置率は、2025年6月時点で、313校の31.4%とのことであります。文科省が公表している同年同時期の資料では、全国の平均が58.7%となっており、全国平均より低い位置にあるようでもあります。

この点を事前に確認をさせていただきましたところ、文科省の公表資料では、校内教育支援センターの設置というだけで、支援員等の配置をしていることは明らかになっていないということでありまして、先程教育長がご答弁いただきましたように、31.4%の県の設置率には、支援員等の人的配置がされているということでありまして、このことは大変大事なことだと思っております。引き続き、支援員等の配置された設置数が増えることを期待させていただきたいと思っております。

また、新年度より、小学校でも支援員配置を補助対象としていただけるということでありまして、先日伺った中学校でも担当の教員から小学校でも補助対象にしていただきたいとの意見をいただいたところでありましたので、大変うれしく思うところであります。

民間フリースクールの連携の必要性のご認識をしていただき、毎年連絡協議会を開催しているということでありました。民間のフリースクールは、それぞれ教育理念や運営方針は多様であり、どこでどのような事業が行われているのか必ずしも明らかではないようであります。

長野県では令和6年度より「信州型フリースクール認証制度」を開始されております。この制度は、民間フリースクールに対し、活動目的、スタッフの資格、在籍校との連絡・協力体制などの認証基準に基づき、「居場所支援型」と「学び支援型」の認証を与えるというものがあります。こうした県による認証制度は、子供や保護者がフリースクールを選択する際の判断材料となるだけでなく、事業者にとっては認証基準に応えるための質向上の取組を促し、行政としても必要に応じた支援を行いやすくするという意義があるものと思っております。

校内教育支援センターの拡充も、民間フリースクールとの連携も、いずれも子供たちの

社会的自立を支えることを大きな目標としている点で共通しているものだと思っております。

県当局におかれましては、民間フリースクールとの連携をさらに進めるとともに、こうした認証制度の在り方についても研究を進めていただき、自治体・学校・民間施設が同じ方向を向いて、子供たちの社会的自立を支える体制の構築に努めていただくことを要望し、質疑を終わります。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第4項 高等学校費

教育環境の整備について

- (1) 来年度の新規事業であるトイレの洋式化について、これをどのように進めていかれるのか、伺います。
- (2) 県立高校の照明のLED化について、どのように進めていかれるのか、伺います。
- (3) 今後の施設整備においては、大規模事業だけでなく、こうした工作物や設備の修繕等を計画的かつ機動的に進める視点を、より一層重視すべきと考えますが、見解をお示し下さい。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、県立高校のトイレ洋式化について、お答えいたします。

議員お示しのとおり、多くの生徒が日常的に使用する普通教室棟などにある湿式床のトイレにつきましては、2019年度から2023年度までの5年間で短期集中的に、床の乾式化に併せて便器の洋式化を実施いたしました。

また、既に乾式化が終わっていたため和式のまま残ったトイレは、その後の長寿命化改修工事に併せて、順次、洋式化を実施してまいりました。

一方、2029年度までとなっている現行の長寿命化計画の中で、整備予定がない校舎等のトイレにつきましては、2030年度以降に改修する予定としておりましたが、生徒や保護者からの、早期の洋式化を期待する声が大変大きいことから予定を前倒し、来年度からの3年間で整備を進めることとしたものであります。

具体的には、便器の洋式化や排水管の更新などを行い、生徒が快適に使用できるようトイレ環境の改善を早期に進めてまいります。

- (2) 次に、県立高校における照明のLED化について、お答えいたします。

県立高校では、これまで体育館の吊り天井の撤去工事や校舎の長寿命化改修工事などに併せて、LED照明への切替工事を進めてまいりました。

そうした中、2027年12月までに全ての蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることと

なり、LED化を早期に進めていくことが求められております。

そのため、2029年度までの長寿命化計画において整備予定となっている棟については、引き続き、長寿命化改修工事に併せて、LED化を実施し、整備予定となっていない棟については、LED化を前倒しして、来年度から2029年度までの4年間で進めてまいります。

(3) 最後に、県立高校の工作物や設備の修繕等について、お答えいたします。

校舎や体育館などの施設につきましては、県立学校施設長寿命化計画に基づき、屋上の防水改修や外壁の塗装修繕などを実施しておりますが、計画の対象となっていない自転車置き場やフェンスなどの工作物、部室などの小規模建物については、2018年度から維持修繕に係る予算を増額し、老朽化の状況に応じて、個別に修繕を行っております。

教育委員会といたしましては、快適な教育環境を保つためには、小規模修繕などの維持管理も重要であると考えておりますので、修繕の必要性や緊急性をしっかりと見極め、施設設備の適正な維持管理に努めてまいります。